

入札参加心得書

東京都島嶼町村一部事務組合

(目的)

第1条 東京都島嶼町村一部事務組合（以下「組合」という。）が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）その他の取扱いについては、東京都島嶼町村一部事務組合契約事務規則（昭和48年東京都島嶼町村一部事務組合規則第1号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(参加者の資格等)

第2条 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 禁錮以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者
- (5) 前各号の一に該当する者を代表者とする者又は契約の締結若しくは履行に関し、代理人として使用する者

2 次の各号の一に該当すると認められる者は、別に定める期間入札に参加することができない。その者を代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは、数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金)

第3条 指名通知を受け入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札前に、見積金額の100分の3以上の入札保証金を、納めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 指名競争入札の参加者が、保険会社との間に本組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 組管理者において、入札保証金を納めさせる必要がないと認めたとき。

2 入札保証金の納付手続等については、その都度指示する。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 入札保証金は、次に掲げるものを担保として代用することができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (3) 前各号に掲げるもののほか、組管理者が確実と認めるもの

(入札等)

第5条 入札参加者は、仕様書・図面・内訳書及び契約書案その他の添付書類並びに現場等を精査のうえ、総価をもって入札しなければならない。ただし、単価をもって入札するときは、別に指示する。

2 仕様書・図面等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

- 3 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。）の上、封をして、所定の日時までには組合に提出しなければならない。
- 4 代理人をもって入札をしようとする者は、開札前に委任状を提出しなければならない。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせる。

（入札の辞退）

第6条 指名を受けた者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

（1）入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）するものとする。

（2）入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の無効）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札は無効とする。

- （1）入札に参加する資格がない者のした入札
- （2）所定の日時までには所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- （3）入札書が所定の日時までには、所定の場所に到着しないもの
- （4）入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの
- （5）同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- （6）他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたもの
- （7）積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は組合が提出を求めた際、提出しないもの
- （8）第9条に規定する調査に協力しないもの
- （9）前各号のほか、入札条件に違反したもの

（落札者の決定）

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低価格の入札をした者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回らず、かつ、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。

- 3 前2項により落札者が決定したときは、その旨を落札者に通告する。

（低入札価格調査制度）

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査されることとなったときは、その者は、当該調査に協力するものとする。

（再度入札）

第10条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札に参加することができる者はその前回の入札に参加した者のうち、第7条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札に参加した者とし、入札に当たっては、前回の最低入札価格より低価をもって入札すること。

なお、入札の回数は原則として3回とする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじによって落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない組合職員にくじを引かせる。

（契約書の作成）

第12条 落札者は、遅滞なく所定の契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）に記名押印し、必要書類を添付し、5日以内に提出しなければならない。ただし、組合管理者が必要と認めるときは、この期間を延長し、又は短縮することがある。

なお、契約は落札者及び組合管理者が契約書に記名押印しなければ確定しない。

2 前項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

3 内訳書に記載した単価等を不相当と認めるときは、契約金額の範囲内でこれを訂正させる。この場合において、落札者はこれを拒むことができない。

（契約保証金）

第13条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（1）落札者が、保険会社との間に本組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（2）組合管理者において、契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき。

2 契約保証金の納付手続等については、その都度指示する。

（契約保証金に代わる担保）

第14条 第4条の規定は、契約保証金について準用する。

（議会の議決を経なければならない契約）

第15条 議会の議決を要する契約である場合には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和48年東京都島嶼町村一部事務組合条例第4号）の定めるところにより、本組合議会の議決に付し、可決された後に契約を確定させる。

件名

東京都島嶼町村一部事務組合管理者 殿

(表)

印

住所

氏名

印

印

(裏)